

自治大便りvol.2

○自治大学校における研修講義の紹介（監査・内部統制専門課程第25期）

監査実務の課題研究【前編】

日本大学 商学部 教授 紺野 卓

○自治大卒業生の声

第1部課程第143期 千葉県 大島 瞳

第1部課程第143期 香川県 紙本 尚幸

第1部・第2部特別課程第48期 愛媛県 田渕 陽子

第1部・第2部特別課程第48期 刈谷市 尾崎 佳織

○マネジメントコース研修生のつぶやき

令和7年7月

自 治 大 学 校

自治大学校における研修講義の紹介

監査実務の課題研究【前編】

日本大学 商学部 教授

紺野 卓

編集者注：本稿は、自治大学校で令和7年1月30日（木）に行われた監査・内部統制専門課程第25期における研修講義の一部を紹介するものです。

※ 後編は、次回発信の予定です。

監査委員監査が意識すべきポイント

地方自治体の行政事務が複雑化、多様化する中、監査委員の監査対象は明らかに拡大している。これと同時に、監査委員が果たすべき役割もまた拡大してきていると解すべきであろう。

監査委員がその役割を的確に果たすためのポイントとして、以下をあげることができる。

1. 適正な監査基準の策定と同基準に忠実に従った監査の実施
2. 的確な情報提供の必要性（インフォメーションレポートへ）
3. 内部統制ガイドライン変更への対応（委託者責任の明確化）
4. 行政事務のデジタル化・インフラメンテナンスへの対応

監査基準に準拠した適正な監査の実施

自治体の監査基準は、監査委員が定めることとされている（自治法198条の4）。しかしながら、まったくのゼロベースから監査基準を策定する自治体はないであろう。ほとんどの自治体は総務省ないし関連諸団体が提示する監査基準（案）や、他自治体の監査基準などを参考として整備・運用しているケースが多いと推量する。

いずれにしても、法律上は、監査委員が監査基準を定めるとしているため、遵守すべき単一の監査基準が存在しているわけではない。

ここで改めて参考になる実務として、公認会計士の監査をあげることができる。

金融商品取引法の要請にしたがって実施される公認会計士ないし監査事務所による監査（監査人監査）は、主に、上場会社の財務諸表等の適正性を保証する監査証明業務である。

監査人監査は、グローバルな金融資本市場の要請に従いながら、常に、高いレベルの監査が求められているという点で、大いに参考になる実務と考える。

ここで改めて、金商法に基づく監査人監査では、金融庁企業会計審議会が策定する監査基準に準拠した監査の実施が求められている。

同基準の一般的解釈は、そのまま、自治体における監査実務にも応用できるといえよう。

監査基準（金融庁企業会計審議会）

監査基準は、大きく、監査の目的、一般基準、実施基準、報告基準の4パートから構成されている。以下は、最初の一般基準に規定されている内容のうち、参考になると思われる、最初の3条項を抜き出したものとなる。

一般基準

1 監査人は、職業的専門家として、その専門能力の向上と実務経験等から得られる知識の蓄積に常に努めなければならない。

2 監査人は、監査を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害

や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない。

3 監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない。

一般基準の考え方

一般基準は、具体的な監査の実施内容を規制している実施基準や、報告基準とは異なり、監査人が有すべき資質も含んでいるため、「人的条件」とも表現される。

上記した監査基準1～3のポイントは以下の通りとなる。

1. ここで示す監査人は、公認会計士個人だけでなく、監査事務所も含んでいる。単に、公認会計士試験に合格するだけでなく、その後も、主に、継続教育(CPD)や実務経験などを通じて、個人としても、組織としても、常に専門能力の向上が求められていると解されている。

2. 監査人には「公正不偏の態度」の保持、すなわち「精神的独立性」を堅持すること、そして「外観的独立性」が求められている。

例えば、「自分は、精神的に完全に独立しており、中立で客観的な判断ができる」と強弁しても、外観的に見て、監査対象であるクライアントが発行する株式に投資をしているという事実があれば、その時点で監査人としては「アウト」、独立性を保持していないということになる。

もちろん、クライアントに株式投資をしつつも、「自分は、そのこととはまったく関係なく、公正中立な判断ができる」との監査人の主張も、概念的にはありうるわけだが、公認会計士法上は、外観的独立性を有していないとして判断されることになる。

監査人の内面は外からはうかがい知ることはできないため、法律上の具体的な規制は、どうしても、外観的独立性が中心になってくる。

正当な注意義務の水準

3. 監査人は「正当な注意」を払い「懐疑心」を保持して監査を実施することが求められている。

監査人に対して、職業的専門家として求められる注意義務の水準は、単なる通常人レベルの注意水準ではなく、専門的な立場から当然に払うべき注意水準とされている。

車の運転でいうなら、一般ドライバーよりも、プロのドライバー、例えば、タクシーやバスの運転手の方が求められる注意水準のレベルは高いのと同じである。

ところで、正当な注意義務は、その時代背景、あるいは、場所等によっても変化する相対的概念であることにも、注意を払う必要がある。

例えば、医師が実施する医療行為の水準は、20、30年前と今とでは明らかに異なっている。プロとしての継続的な研鑽を怠り、30年前と変わらない医療行為を続けているのであれば、専門医として失格というべきだろう。

また、地域医療と大都市にある大規模病院では、求められる医療の水準は、これもまた異なってくる。そうすると、正当な注意の水準は、その時代と場所等に応じて、そこで求められる水準は異なってくることになる。

この点で、正当な注意義務は相対的な概念といえることができる。他方、前述の公正不偏の態度、すなわち精神的独立性は、いつの時代でも、あるいはどの場所であっても、常に変わらず守られなければならない絶対的な概念と評することができる。

監査委員監査への応用的解釈

翻って、自治体の監査委員が、適正な監査を実施しなかったことにより、他者に損害を与えた場合には、その責任が問われることは十分にありうる。その際には、故意または過失があったかどうか重要な判断基準になる。

ここで改めて、注意義務のレベルについて、幾代通氏は「たとえば、人の生命・身体に直接に被害を与える危険性の大きい交通事業者、医師、食品の製造販売業者などは、そうした危険性のより小さい職業や立場の者に比較して、重い注意義務を負わされることになる」としている。

たしかに、不法行為法で専門職の責任を解釈する際、民事法学では、とりわけ医師の責任を対象とした研究は多く存在する。

他方、平井宜雄氏は「医療行為に関する準則は、必要な変更を加えた上で、知識・経験・技能を高度に要求される職業一般（弁護士、税理士、弁理士、司法書士、建築家、金融業者、不動産業者等）にも準用されるべき」と説明している。

ここで改めて、自治体の監査委員に求められる注意義務はどう解釈されるべきか。

監査委員は、平井氏が示すところの高度な知識・経験・技能を要求される対象に含まれるはずであり、その専門的職責に応じた高いレベルの注意義務を負っていると解釈できる。

また「職業的懐疑心」の発揮も、今後は重視されるべきであろう。金商法が準拠する監査基準では、2011年に発覚した、オリンパス社の不正会計事件をきっかけに、2013年、監査における不正リスク対応基準が新設され、職業的懐疑心がより一層強調されることとなった。

ここでの職業的懐疑心は、例えば、職員から提示された資料や書類等を、ただそのまま鵜呑みにするのではなく、批判的観点からの検証も必要になることを意味している。

内部統制制度の意義

自治法で、内部統制制度が導入されることに伴い、都道府県および政令指定都市において、内部統制の方針を定めること、また、同方針に沿った内部統制の整備・運用が必要になったことは非常に重要な意義があったと考える。

この法律の制定により、何よりも、首長に対して、首長自身に内部統制の整備・運用の責任があることを強く自覚させる意味で、また、広く一般社会にこのことを周知するという意味において、制度の効果は大きかったと考える。

内部統制報告書の現状と課題

内部統制制度は、全国の自治体で一律に適用されているわけではない。財政規模、ないし影響も鑑みた結果として、都道府県および政令指定都市から、先行して制度導入がはじまったことは合理的な判断であったと拝察する。

他方、制度導入に伴い、各自治体で開示されることとなった内部統制評価報告書を概観するに、実務上の課題も明らかになってきている。

現在、公表されている自治体の内部統制評価報告書の内容は、あまりにもバラバラであり、比較可能性はほとんどない。内容が充実している自治体もあれば、決してそうとはいえない自治体も多く存在する。

ほとんど形式的な報告書で、毎年、年度を書き換えるだけで、同じような記載を続けている、すなわち、年度の記載をのぞいて、それ以外はほぼ同じ内容で、すでに形骸化している実務も散見される。例えば、以下の通り、

「財務の事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていると判断した」

とする評価結果のみ（紋切り型）を記載し、それ以外は特段の説明もないという記載の仕方である。

特に、このような形式的な記載は、明らかに、都道府県で多いようである。現時点では、政令指定都市の内部統制評価報告書の方が情報量は多く、外部者にとっての有用性も高い。

おそらく、住民と身近に接する機会の多い基礎自治体の方が、行政事務における内部統制上

のリスクを多く抱えているとする仮定も成り立つかもしれない。

内部統制制度がはじまった当初は、多くの自治体は手探り状態であったこともあり、自治法所定の「財務の事務」のみを評価対象とするケースは多かったものと拝察する。

その場合、自治法所定の最低限の要求水準を満たすことが中心となるため、法律対応のための内部統制実務に落ち着くケースが多くなる。

その後も、制度対応を超えた、前向きな対応は、特段に必要ないと考える自治体は、最低限の制度対応だけを続けていくこととなろう。

他方、このような実務は、裏を返すと、
「法律で求められていること以上には、わざわざ余計なことは発信しない」

という実務にも見えるため、本来の制度趣旨に合致した対応とは言えない可能性も指摘できる。

繰り返したが、この傾向は、都道府県の内部統制実務に顕著に多く見られる。

内部統制評価報告書の好例

他方、内部統制制度を前向きにとらえる、特筆すべき実務も徐々に広がってきている。

そもそも、内部統制制度を適用する必要はない努力義務団体であるのにも関わらず、早々に、積極的に内部統制制度の導入を決めた自治体の内部統制評価報告書は、明らかに情報量が多く有用性が高い。

主権者である住民と窓口で接する機会の多い、基礎自治体の方が、内部統制上のリスクには敏感であるとする、前述した推測も間違っていないように思われる。

自治法上の努力義務団体が、わざわざ内部統制制度を取り入れるに当たっては、何はさておき、自治体の明確な「意思」が必要であり、特に、首長の強いリーダーシップは欠かせない。

そうなると、これら自治体が直面している内部統制上のリスク、そして首長の評価が、首長自らの言葉で、切実に伝わるような報告書が作

成される可能性は高まるはずである。

もしそうであるならば、これこそが本来の制度趣旨であり、これら努力義務団体の作成する内部統制評価報告書（監査委員審査意見書を含む）は、今後の実務の改善を検討する上で、極めて有用な参考資料となるに違いない。

現状において、あまり有用とはいえない、形式的な報告書を公表し続けている大規模自治体が、これら自治体の内部統制評価報告書を参考としつつ、内部統制実務をよりレベルアップしていく、また、同内容を参考にしながら、あらゆる自治体がより一層のレベルアップを続ける。

このように、連鎖的かつ前向きな反応が続いていけば、そもそもの制度趣旨にも合致するうえ、自治体における内部統制実務がより充実していくことにつながると考える。

審査意見書の現状と課題

首長の責任で作成される内部統制評価報告書と同様に、同報告書を審査する監査委員の審査意見書においても、「紋切り型」の形式的な意見書は多く存在している。例えば、

「内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた」

とする、審査結果のみを記載する審査意見書である。これは、形式的な内部統制評価報告書の記載とまったく同様に、自治法 150 条 1 項所定の「財務の事務」のみを評価対象とする自治体で多く見られる。

たしかに「財務の事務」は非常に重要な事務であり、主権者である住民の関心は高い。

しかしながら、昨今は、情報セキュリティ、教育、地域医療、福祉の問題など、財務の事務以外でも、住民の関心の高い事務は数多く存在している。

上記も勘案するに、今後は、自治体の内部統

制の評価対象として、財務の事務だけでなく、それ以外の事務を含めるべき必要性はますます高まっていくことが予想される。これらの事務も、評価対象に含めることを検討すべきだろう。

さらに付言するなら、そもそもの制度趣旨としては、内部統制制度は、住民や議会の監視機能に資することであった。そうすると、住民や議会の立場からは、単に、監査委員の審査結果のみを記載するのではなく、より情報量の多い「インフォメーションレポート」としての機能を持つべきと考える。

2020 年の内部統制制度導入から 5 年が経過しているため、各自治体は、制度上の実務対応には、すでに慣れてしまっている感があるだろう。

しかしながら、視点を変えるなら、制度導入の初期段階はすでに終了したとみなすこともできるため、各団体においては、次段階にアップグレードすべき時期を迎えているといえよう。

<参考文献>

幾代通（著）・徳本伸一（補訂）『不法行為法』有斐閣、1993 年。

平井宜雄『債権各論Ⅱ 不法行為』弘文堂、1992 年。

紺野卓「地方公共団体における内部統制評価報告書の現状と課題（令和 6 年公表）－努力義務団体の現状および重要な不備の判断基準を中心として－」月刊監査研究 51 巻 3 号、2025 年 3 月。

紺野卓「地方公共団体における内部統制評価報告書の現状と課題（令和 5 年公表）」月刊監査研究 50 巻 3 号、2024 年 3 月。

紺野卓「地方公共団体における内部統制評価報告書の現状と課題（令和 4 年公表）」月刊監査研究 49 巻 6 号、2023 年 6 月。

紺野卓「地方公共団体における「内部監査機能」が果たすべき役割－自治法 150 条に基づく内部統制評価報告書の検討を通じて－」月刊監査研究 48 巻 5 号、2022 年 5 月。

著者略歴

日本大学商学部 教授 紺野 卓（こんの たく）

法学博士（筑波大学）。日本ガバナンス研究学会常務理事、日本監査研究学会理事、独立行政法人経済産業研究所監事、財務省財務総合政策研究所研修部講師、元公認会計士試験委員（監査論）。

自治大卒業生の声

自治大学校卒業生（第1部課程第143期）

千葉県監査委員事務局調整課 大島 瞳

編集者注：本稿は、自治大学校における研修の特長などについて、自治大学校の卒業生が記したものです。

1 はじめに

私は、令和6年10月22日から令和7年3月7日までの約4ヶ月間、第1部課程第143期生として自治大学校で過ごしました。入校を検討・予定されている皆様の参考にしていただけたらと思い、在学時を振り返りながら、執筆させていただきます。

私が自治大学校への派遣について話を受けたのは、研修参加の前年度のことでした。内容をあらためて確認すると、幹部候補生養成研修とのこと…。そんな研修に自分についていけるのか、不安が頭をよぎりましたが、全国の自治体から派遣されて来る皆さんと出会えることや、新たな学びを得られることへの期待が不安を上回り、思い切って参加をさせていただくことにしました。

2 入校まで

入校までの1ヶ月ほどは、業務の傍ら事前課題に追われていました。

eラーニングに、演習用の提出物。自治体の抱える課題や所属自治体の取組についてあれこれ調べながら課題に取り組むうち、気づけばあっという間に入校の季節に。

3 講義

研修前半は、法律の講義等がカリキュラムの中心となります。憲法・民法・行政法に加え、地方自治制度や地方公務員制度など。私自身、体系的に学習をする機会がなかった法律等について、集中的に学ぶ機会が得られ、ありがたかったです。

1コマ70分、毎日1限から5～6限まで、みっちりスケジュールが組まれていましたが、次第にそんな時間割にも慣れ、楽しく講義を受けることができました。

基本法制課目のほかにも、防災、観光、農業、福祉、それにA IやD Xなど、様々な分野について著名な先生方から講義を受ける機会があります。講義を通じ、最先端の話題に触れることもでき、贅沢な時間でした。

4 演習

研修後半は、グループ演習がカリキュラムの中心となります。このうち、特に思い出深かったものについて、いくつかご紹介させていただきます。

（1）事例演習（テキスト型・持寄型）

地域課題に関するケーススタディを通じ、課題解決の手法を学ぶ課目です。この講義では、まず少人数で事例を検討し、それを踏まえて集団で討議を行うというカリキュラムになっていたのですが、討議の場で他の研修生の意見を聞くことで、自分の思考を深めることができ、とても有意義な時間となりました。

（2）模擬講義

実際に壇上で模擬講義を行い、それに対し、講師や他の研修生からフィードバックを得ることで、プレゼンテーション能力向上を目指す課目です。私は人前で話することに苦手意識があったのですが、緊張しないことが重要なのではなく、自分の話を相手に届けることが大事なので、その点を意識すると良いとアドバイスを受け、それまで緊張という一点にとらわれていた私は、目から鱗が落ちる思いでした。今後にもつ

ながる大きな気づきとなりました。

(3) 政策立案

特定の自治体への提言を想定して政策を立案するという、自治大学校の演習の中でも核となる課目です。

当初はスムーズに進みそうに思われたのですが、内容の理解が深まるにつれ、逆に議論の終着点が見えづらくなるという事態が発生し、一から政策を作ることの大変さを感じました。手探りで話を進めていかなければならない部分もあり、そのことに不安を覚えることもありましたが、皆で話し合いながら、一つひとつ関門をくぐりぬけ、最終的に政策という形に仕上げることができたのは、大変幸せなことでした。政策立案のコマは約 70 時間ほどでしたが、皆がそれぞれのやり方でグループに貢献する姿を間近に見て、私自身、学ぶことが多くありました。この講義では、特に色々なことを勉強させていただいたな、と感じています。

5 研修中の生活

研修期間中は、寄宿舎に入寮しての生活となります。私が所属した第 143 期は 36 名（うち女性は 7 名）。2 フロアに分かれての寮生活でした。各フロアには談話室が設けられ、研修生の派遣元から送られてくる美味しいお酒やおつまみ・お菓子をいただきながら、日々、色々な話をしました。それぞれの派遣元についてであったり、これまでの業務についてであったり、話題は様々でしたが、会話を通じ、所属元である千葉県が外からどのように見られているのかなどを知ることができ、とても勉強になりました。

また、私は研修期間中に誕生日を迎えたのですが、当日は、ケーキで盛大に祝ってもらい、忘れられない一日となりました。

この他、休日には皆と色々な所に出かけ、屋形船ツアーに草津旅行など、どれも良い思い出になっています。

6 おわりに

この研修を通じ、私は、普段の業務の中だけではなかなか得られない知識を身に着けることができ、多くの経験をすることもできました。また、志を同じくする全国の仲間と知り合い、交流を深められ、このことが私にとって一番の財産となりました。彼らの仕事等への姿勢や人間関係の構築の仕方などは、私にとって参考になるものばかりで、振り返ってみると、研修期間は、オン・オフいずれの時も、学びの時間であったように思います。

自治大学校第 1 部課程の研修は、一定期間、地元・職場を離れての研修となるため、参加を悩まれる方もおられるかもしれませんが、この研修は、単に知識を得る所というだけでなく、素晴らしい仲間と出会い、切磋琢磨し、成長を得られる場でもありますので、もし参加の機会がありましたら、ぜひその機会を活かしていただければ幸いです。

最後に、自治大学校の講師・職員の皆様、このような機会を与えてくださった派遣元の千葉県庁の皆様、その他関係の皆様、心から感謝いたします。



寄宿舎から眺めていた富士山

自治大卒業生の声

自治大学校卒業生（第1部課程第143期）

香川県総務部人事課 紙本 尚幸

編集者注：本稿は、自治大学校における研修の特長などについて、自治大学校の卒業生が記したものです。

1 はじめに

私は、令和6年10月22日から令和7年3月7日の間に行われた第1部課程第143期に研修生として参加しました。

研修を振り返りながら研修の特長や寮生活についてお話させていただきますので、今後、自治大学校の研修への参加を検討されている方の一助となれば幸いです。

2 派遣決定から入校まで

9月に入校決定となり、入校までに憲法・民法等の法制課目のe-Learning受講や演習の事前課題に取り組む必要がありました。e-Learning受講は、研修効果を高めるためのものですが、理系出身で体系的に法制課目の勉強をしていない私にとっては知らないことも多く、研修についていけるのかと不安になった反面、新しいことを知れるという楽しさがありました。また、演習の事前課題は、割り当てられたテーマについて、自身が所属する自治体の課題や施策を調べるものでした。私は、防災・事業承継・子ども施策の連携がテーマでしたが、いずれも携わったことのない分野であったことから、担当課の方々に県の現状や課題、取り組んでいる施策や事業を教えてもらいました。事前課題を通じて、香川県の現状を知りたい機会となりました。

3 研修前半（10月～12月）

研修前半は、憲法、民法、行政法、地方自治制度、地方公務員制度、地方税財政制度の

法制課目や政策法務、デザイン思考とDXやEBPMなどの公共政策課目、リーダーシップとマネジメント、DX時代の人材育成などの行政経営課目のほか、地方公共団体をめぐる最新の政策課題として、AI技術の活用、自治体DXの推進と地域社会のデジタル化、多文化共生と地域社会などの座学が中心でした。社会人となった今、これだけの課目を網羅的かつ集中的に学ぶ機会はなく、どの講義もその分野の第一線で活躍されている方の講義であったことから、興味深く講義を受講することができ、勉強になりました。

また、座学が中心でしたが、演習も少しずつ始まりました。研修では、様々な演習を通じて、「①自ら調べる②自ら考える③自ら判断する④その結果を説得力を持って伝える」ことを繰り返し学びます。前半は、行政法、民法、地方公務員制度の演習のほか、事例演習やデータ分析演習がありました。データ分析演習では、対象自治体の現状を分析し、課題を抽出したうえで、その課題に対する施策提案を行うことから、丁寧かつ的確な現状分析や課題抽出を行う必要がありました。ここが不十分だと、優れた施策提案でも、説得力に欠けると感じた演習となりました。

行政法の演習では、担当するテーマの最高裁判例を他の研修生に解説するとともに、自分たちの班がその判例を支持するか否かについて考えを述べるものでした。担当テーマが、行政権限の濫用であったことから、行政手続法等に則って手続きを行うことの重要性を再認識できました。

3 研修後半（1月～3月）

研修後半になると、政策立案演習、条例立

案演習、ディベート型演習、模擬講義などの演習課目が中心になりました。

その中でも、最も多くの研修時間を費やした政策立案演習は、実際に首長に提言することを想定して課題解決のための具体的な政策を策定するもので、第 143 期では 1 班 6 人で行いました。私が属した班では、交通をテーマとすることはすぐに決まりましたが、先進的に交通施策に取り組んでいる自治体や都市の研修生が多く、提案先自治体の選定、現状分析や課題の抽出に苦慮しました。過去には、顕在化している課題に対する政策提案が多い中、私たちは、将来直面すると思われる課題に対して政策提案することとしました。そのため試行錯誤の連続でしたが、班員同士が考えや意見をしっかりと言い合えるなどチームワークが良かったこともあり、先進地視察やオンライン会議等を経て、なんとか締め切りまでに報告書をまとめ上げることができました。最終発表会を終え、新たな視点の政策立案を行えたという満足感と達成感を分かち合えたことは、何物にも代え難い経験となりました。

4 研修期間中の生活

第 143 期は、北は岩手県から南は大分県までの 36 人で、コロナ禍の期間を除いて最も少ない人数でした。

主な生活の場となった麗沢寮には、各フロアに談話室があり、日々全国の銘酒を飲みながら、仕事や趣味、地元の話などで盛り上がりました。また、隣接する昭和記念公園の周回をランニングしたり、自治大学校の運動場・体育館・トレーニングルームを利用したりと、日頃の運動不足を解消しました。さらに、天気の良い日には、雪化粧をした美しい富士山を見ることができました。

休日には、屋形船で墨田川下り、宇都宮餃子、山梨ワインツーリズム、高尾山登山、Bリーグオールスター観戦・・・と様々なとこ

ろに研修生と訪れました。また、お国の食自慢をする「味覚祭」では、各地の銘酒や米沢牛・松坂牛・馬刺しやます寿司等々を堪能でき、どこのお店に行くよりも贅沢なひと時を過ごせたのではないのでしょうか。

このように、講義や演習以外でも研修生同士の親交を深めることができ、有意義な研修となりました。

4 おわりに

約 4 月半という長期間、快く研修に送り出していただいた職場や家族をはじめとする周囲方々の理解・協力がなければ、この研修を受けることができませんでした。また、研修期間中は、自治大学校の校長をはじめとする職員の皆さんや講師の方々のおかげで、非常に充実した研修となりました。この場を借りて御礼申し上げます。

今後、研修に参加して得た知識や経験などを香川県職員として日々の業務に生かすとともに、研修生同士のつながりを大切にしていきたいと思います。



◀ 山梨ワインツーリズム



▶ 屋形船（隅田川）

自治大卒業生の声

自治大学校卒業生（第1部・第2部特別課程第48期）

愛媛県 田湊陽子

編集者注：本稿は、自治大学校における研修の特長などについて、自治大学校の卒業生が記したものです。

1. はじめに

令和7年1月30日から2月28日までの1か月間、自治大学校の研修生として貴重な時間を過ごしました。まず始めにこの研修を受講する機会を得られたことに、心から感謝したいと思います。受講を勧めてくださった上司、家庭を支えてくれた家族、不在中の業務を担ってくれた同僚、事前準備のためにデータや資料を提供してくれた関係部署の職員、充実した研修の実施とご指導をいただきました自治大学校職員及び講師の皆様など、多くの方々の協力のもと、研修に専念することができました。

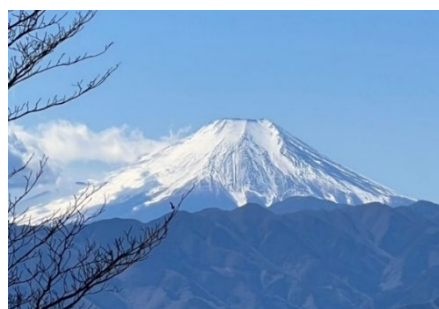
そしてなにより、共に学んだ全国の自治体職員の皆様に深く感謝したいと思います。異なる地域や組織の視点を共有し、「住民の幸福」という共通の目的に向かって意見を交わすことで、多様な課題への理解を深めることができました。そして、自分の限界を一步超える力を得ることができたように思います。

2. 生活と寮での交流

研修開始時のオリエンテーションでは、講義や研修だけでなく、仲間との交流も大切にするようにと強調されました。忙しいスケジュールのなかで人との関わりを深めることができるのか不安でしたが、実際にその大切さを実感することとなりました。

課題の動画視聴がわずかに残ってしまい、初日に自室で取り組もうとしていたところ、仲間が「動画を見ながら一緒に食事をしよう」と声をかけてくれました。この些細な交流が、緊張を和らげ、研修を乗り切る大きな支えとなりました。

同フロアメンバーとの談話室での食事や交流を通じて、政策課題の議論から、各自の推し活や御朱印帳・グルメめぐり、ネイルや美容術にいたるまで、趣味や日常の幅広い会話を楽しみました。フロアではあだ名で呼び合う文化が生まれ、距離を縮めることができました。交流を促進するための食事会の企画や日本地図を使ったプロフィールボードの作成など、積極的に関係を深める工夫をしてくれた仲間に関心から感謝したいです。



研修生7名での景信山登山で撮影した富士山
(R7/2/23)

3. 講義・演習の学び

講義は、政策法務、防災・減災対策、エネルギー政策、多文化共生、デザイン思考など多岐にわたる内容であり、講師陣の個性豊かな講義により、自治体職員としての視野を広げることができました。

演習は特に厳しいスケジュールの中で行われるため、大きなプレッシャーがありました。

ディベート演習では「レジ袋の禁止条例を制定すべきか」というテーマに取り組みましたが、反対意見を論理的に構築する難しさを痛感しました。政策の良し悪しは、最終的に人によって評価されるため、誰にでもわかりやすく、納得感のある説明を心がける必要を痛感しました。論点を整理して説明できなかった自分に悔しい思いもしましたが、後日に、班員と導いた論理構成に政策論争としての面白さがあったと評価されていたことを知り、とても嬉しく感じました。

事例演習では、他自治体の政策事例を、新たな政策に応用する手法を学びました。具体的には「公共私連携・広域連携によるこども政策の推進」と「官民連携による社会課題の解決」について取り組み、それぞれの課題として「鹿児島県ヤングケアラー対象者の把握及び必要な支援」と「愛媛県交通政策における公共私連携プラットフォーム起ち上げ」について討議しました。他自治体職員との事例や見解を交えた議論により、考えつかなかった視点や発想に気付かされました。また、講師からは成功事例の特徴を「一般化」という視点を教わりました。これらの知識や経験を、多くの関係者を連携・調整する業務に活かしていきたいと思っています。

4. 図書館と学びの蓄積

自治大学校の図書室は、政策課題に関する専門書や自治大の先輩方が取り組まれたレポートが豊富に揃っており、課題演習の方向性に迷った際には大いに助けられました。深夜まで取り組んだレポートを提出し

終え、資料返却後にみた図書室前の書が心に残っています。そして、今でも研修で得た「実」の多さを実感しています。



「虚而往實而歸」書

(自治大学校 HP「自治大ギャラリー」より)

5. おわりに

研修の1か月間は、時間制約のある中で、多くの課題や人との交流を並行して取り組んだ期間でした。この時間の使い方そのものが、これからの業務のトレーニングであったように思います。そして、人との交流を大切にすることが、困難を乗り越える鍵となることがよくわかりました。

これから研修を受講される方には、ぜひオープンな姿勢で臨むことをおすすめしたいと思います。自治体職員としての視野を広げ、仲間と切磋琢磨しながら成長する機会を得ることができます。

研修で得ることができた経験を糧に、微力ながらも、住民の幸福のために働く一員として尽力し続けていきたいと思っています。



同フロアメンバーと自治大学校玄関前 (R7/2/28)

自治大卒業生の声

自治大学校卒業生（第1部・第2部特別課程第48期）

愛知県刈谷市 尾崎佳織

編集者注：本稿は、自治大学校における研修の特長などについて、自治大学校の卒業生が記したものです。

1 はじめに

自治大学校第1部・第2部特別課程を卒業してから早いもので約2か月半が経過しました。今でも入寮日に立川駅から自治大学校までの約20分の道のりを少しの緊張と大きな期待を胸に歩いた日のことを昨日のこのように覚えています。

私の所属する自治体は毎年数名の研修生を派遣しており、前年度の第1部・第2部特別課程卒業生から引き継ぎを受けたのは派遣の2か月程前のことでした。そこからは事前課題やeラーニング、通常業務やその引継ぎ、入寮準備などで本当に慌ただしい日々となりましたが、自治大学校で過ごした約4週間の日々は間違いなく私の人生にとってかけがえのないものとなりました。そんな自治大学校での約4週間を改めて振り返ってみたいと思います。

2 入校前の日々

年末年始のバタバタとした日々を追われ、事前課題やeラーニングを開始したのは年始早々となってしまう、そのボリュームの大きさに取り掛かりが遅くなったことを少し後悔しました。それでも久しぶりの通常業務以外での学習は面白く、眠い目を擦りながら毎日受講し、同時に事前課題を仕上げていきました。

入校を数日後に控えた頃、市長や副市長、過去の卒業生に順次挨拶をして回り、「学習はもちろんのこと、全国の自治体職員と知り合い、交流できるまたとない機会になる。」「今後の糧になるから貴重な時間を楽しん

できて。」といったありがたいお言葉を頂き、気が引き締まると同時に、自治大学校での生活がとても楽しみにになりました。

3 第1部・第2部特別課程第48期

第1部・第2部特別課程第48期は、北海道から沖縄まで全国から75名の女性が参加し、1月らしからぬ暖かさと快晴のなかで晴れて入学式を迎え、4週間の自治大学校での生活が始まりました。

学習内容は、座学の他にグループ討議やディベート演習、レポート作成で構成されており、グループ討議やディベート演習はもともと割り振られていたメンバーでの個別の演習を、また、レポート作成は1つの分野を選び、政策提言のレポートを仕上げるというものでした。正直に言って、この特定政策レポートが最も労力を要し、事例や文献を検索し、時にlogoチャットで担当部署に問い合わせ、そして仲間と励まし合いながら何とか仕上げる事が出来ました。

座学は、地方公共団体が担う行政分野全般にわたる総合的な研修科目で構成されており、全国から来られた一流の講師陣から講義を受講することができました。

これまでに全く関わりのなかった分野の講義もあり、全て理解できたと言われると怪しい部分もありますが、その分野の第一人者からお話が聞けたことは非常に有意義であり、新しい発見にもつながりました。

特に、人間関係論での「マインドセットは柔軟に変える」、「自信を持つ」、「誰かのコピーではなく、自分を知り、その延長上での振る舞いをする」といった言葉は、普段男性が多い職場の中で仕事をしている身としては

非常に心に刺さるものがありました。

講義では何度も少子高齢化、生産年齢人口減少といった社会変革の時代を迎えるにあたり、女性活躍やDX化、そしてそれを担う自治体職員の育成、そしてその心構えの話があり、自分にその重責が担えるだろうかという不安とともに、身が引き締まる思いで受講させていただきました。

4 班別討議及びディベート演習

班別討議やディベート演習は、あらかじめ割り振られたグループ毎に決められたテーマに沿ってディスカッションし、発表または討論をする演習で、限られた時間の中、仲間と意見を出し合い、それを集約することは大変な作業でした。特に、ディベート演習は事前の資料収集や論理の組み立て、何を軸に据えて相手に的確に伝えるかといったことに時間を費やしました。活発に意見を出し合う仲間がいたこと、担当教官から適切なアドバイスを頂けたことで、事例を基に、主張や反論、質疑、回答を用意することができ、良いディベートになったのではないかと思います。それもグループの仲間が互いに協力し、それぞれの得意分野を活かして助け合うことができたからだと感じています。

5 研修を通して

私はこれまで、機会がある毎に海外研修や外部派遣研修、先進地事例研修など、様々な研修に参加してきました。参加する度に多くの出会いや発見がありましたが、今回の自治大学校ほど濃密なものではなかったと思います。それは、4週間にわたり寮という非常に近い距離間の中で生活を共にし、講義や討議の現状、そして日頃の業務の悩みや想いを語る時間を共有する時間を持てたからこそだと思います。4週間の寮生活は、私にとっては非常に楽しいもので、部屋か

ら毎日富士山を望むことが出来るなど、立川市の自然も満喫することができました。今回、第1部・第2部特別課程に参加した75名は寮の3フロアに分かれて共同生活をしましたが、フロア毎に配置された談話室で、食事を共にし、話をすることで距離をぐっと縮めることができたように思います。週末には鎌倉や都内、ミュージカル鑑賞、そしてディズニーリゾートに出かけ、年齢は様々ながら束の間の学生気分を味わい、かけがえのない思い出をつくることが出来ました。



6 さいごに

私はどのような研修にも話があれば臆することなく参加するタイプですし、家庭環境面でも心置きなく送り出してもらえる恵まれた環境にいます。ただ、そうでもない方も沢山いることは承知しており、派遣の話があったときに躊躇される方もいることは承知をしています。今回、卒業生の声の執筆をしないかというお話があった時に、正直、年度変わりの忙しい中、どうしようかという迷いもありましたが、一人でも多くの方に自治大学校での実りある充実した日々を知ってもらい、その背中を押すきっかけになればと、つたない文章ながら当時の日々を思い出しながら執筆をしています。自治大学校での日々は間違いなく成長をさせてくれ、そして自信をつけてくれると思います。迷っている方がいたら、自分のためにも一緒に働く周りのためにも、是非一步を踏み出して欲しいと思います。

マネジメントコース研修生のつぶやき

編集者注：このコンテンツは、マネジメントコース（※）の研修生が持ち回りで担当し、それぞれの所感等を述べたものです。

※ 地方自治体職員が、自治大学校の実務や、研修(第1部課程等)の履修によって、実践的に高度の政策形成能力及び行政管理能力の向上を図るもの。

「人事課から連絡あって、来年度の自治大派遣は1年間らしい。」
「え？なんですか、それ？」

令和6年度のまだとても寒い頃、職場の人事担当者からこんな形でマネジメントコース派遣の打診を受け、今、あっという間に真夏を迎えようとしています。

自治大への研修派遣は希望していたのですが、まさか運営側業務にも従事する「マネジメントコース」なるものがあるとは全く知らず、このつぶやきを読んだりしながら準備し、令和7年4月1日に自治大学校教務部に着任しました。

あっという間でしたが、公私共にとても濃密な日々でした。

業務は第1部課程第144期の運営を担当し、素晴らしい職場の皆様の力を借りてなんとか運営しています。

各界から一線級の講師を多数お迎えして講義等をいただきますので、講義前の打合せ等の時間に、様々な（本当に多様で、刺激的で、自分の世界が広がる）お話ができることが、自分としてはこの仕事の醍醐味の一つだと思っています。

まず当面の目標として、第144期の研修生が卒業する9月まで、研修生の皆様と一緒に走り切りたいと思っています。（その後、私は10月から第145期生として研修生になる予定です。）

第144期研修生の方々と仲良くさせていただき、サッカー好きのメンバーで埼玉スタジアムへJリーグ・浦和レッズ戦を見に行き、「レッズの圧倒的ホーム感」を体感したことが、素敵な思い出の一つとなっています。



ちょうど40歳を迎える年度に、こんな素晴らしい日々を過ごせるとは思っていませんでした。

派遣元、自治大学校に出講してくださる先生方、同僚の自治大職員やマネジメントコース生、研修生の皆様に心より感謝しています。

最後に、恐縮ですが私事で本稿を終えさせていただきます。

昨年の夏頃（ちょうど1年前ぐらい）、自治大への研修派遣希望を職場に出す前に、「約半年ぐらいならなんとかかなるか・・・」と、ギリギリの判断で東京行きを承諾してくれていたところに、本稿冒頭の”1年間の派遣打診”を受けた際、「1年間はとても無理だろうな・・・」と、半ば諦めムードで相談したところ、

「人生短いんだから、やりたい事はやりたい時にやっておいで。」

と、力強く背中を押してくれた妻、
しっかり者で家族を支えてくれる長女、
みんなを笑顔にしてくれる次女、

家族みんなに感謝を述べさせていただき、私のつぶやきの締めくくりとします。皆様、本当にありがとうございます。

しっかり楽しみながらたくさん勉強して、成長して、来年の3月に故郷に帰ろうと思います！

マネジメントコース研修生のつぶやき

編集者注：このコンテンツは、マネジメントコース（※）の研修生が持ち回りで担当し、それぞれの所感等を述べたものです。

※ 地方自治体職員が、自治大学校の実務や、研修（第1部課程等）の履修によって、実践的に高度の政策形成能力及び行政管理能力の向上を図るもの。

思えば遠くへ来たもんだ……。私自身、西の人間。関東には縁もゆかりもなく、不安いっぱいの上京して早くも3か月が過ぎようとしております。一言で申し上げて、健康で文化的な最大限度の生活をさせていただいております。

まず当初は「寮生活」と聞いて、体が身構えていましたが、ノーストレス。通勤で満員電車で揺られることもなく、ドア to ドア通勤で、なんて快適!!自治大学校は駅からも近い立地なので、最近は健康のため歩いて立川駅までふらっとお買い物しています。歩くと約20分ぐらいでしょうか。疲れた時は多摩モノレールに乗って高松駅で下車、約5分です。また、自治大は自転車の貸与もしてくれるので、自転車でお買い物もできますし、駅には市営の駐輪場もあって、3時間無料で駐輪できますよ。

立川市は駅まで出ると大変にぎやかですし、飲食店もおいしいお店が多く、最近はラーメン屋巡りにハマっています。一方で、駅を離れると閑静な住宅地といった感じで、緑も多く、よく大型犬を散歩させている家族連れに遭遇することが多く、素敵だなと感じます。お休みの日は、せっかく東京に来たのだからと、ここぞとばかりに行ってみたかったところへ行き、やりたかったことをさせていただいております。私の場合、まず新選組の土方歳三の故郷でもある日野市が目と鼻の先にあったことが幸せの極み。4～5月は、土方歳三の子孫の方が運営されている資料館で土方歳三の愛刀が限定公開される期間でしたので、もちろん見学させていただきました。また、吉祥寺や三鷹も近く、中央線を途中下車して色んな街をぶらぶら散歩してみるのも楽しいですよ。

そんなこんなで、今や不安もどこ吹く風。のびのびと元気に過ごさせていただいておりますし、私自身、都会の空気に触れ、視野が広がった気がします。素敵な同志たちとの出会いを通じて、♪切磋琢磨の朝な夕～♪（自治大学校校歌より）の日々を送っています。

落ち込むこともあるけれど、私、この街が好きです。

（土方歳三資料館にて：日野市）



（三鷹の森ジブリ美術館：三鷹市）

